破産 再生事件手続費用一覧表

事件種別		収入印紙	郵便切手 ※2		予納金
			券種	枚数]/ 祁) 亚
破産事件(同時廃止)		1,500円 ※1	84円	債権者数+3 ※3	11,859円
破産事件(管財)	個人	1,500円 ※1	84円 10円	(債権者3名以下) 20 (債権者4名以上) 債権者数×2+15 債権者数	別表のとおり ※4
	法人	1,000円	個人管財と同じ]
	債権者申立て	20,000円	500円 100円 94円 84円 10円	5 (債権者3名以下) 20 (債権者4名以上) 債権者数×2+15 債権者数+30	事件の内容によっ て異なる。 一般的に、別表で 示した金額よりも 高額になる場合 が多い。
個人再生(小規模個人再生·給与 所得者等再生)事件		10,000円	94円 84円 10円	債権者数+5	13,744円 ※5
通常再生事件		10,000円	94円 84円 10円 1円		- 別表のとおり -

- ※1 免責許可申立て手数料を含む額です。
- ※2 事件の内容や進行状況により、追加していただく場合があります。
- ※3 ただし、甲府市内の事務所の弁護士が申立代理人として本庁に申し立てる場合には、原則として「84円切手×債権者数」になります。
- ※4 少額管財事件の場合の予納金は、最低20万円+(個人15,499円、法人14,786円)です。
- ※5 個人再生委員を選任する場合は、さらに郵便切手1,089円分と予納金25万円の納付が必要です。 なお、この場合に予納金の分割納付を希望するときは事前にご相談ください。

別表 破産事件(管財), 通常再生事件予納金(基準額)

負債総額	破産事件	件(管財)	通常再生事件	
貝	法人	個人	通市丹工事件	
5,000万円未満	70万円	50万円	200万円	
5,000万円~1億円未満	100万円	80万円	300万円	
1億円~5億円未満	200万円	150万円	500万円	
5億円~10億円未満	300万円	250万円		
10億円~50億円未満	400万円		600万円	
50億円~	500	万円~	700万円~	

※ 事件の内容によって、予納金額が上記基準額と異なる場合があります。